

(整理番号 615)

## 大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第1回大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会  
議事要旨

1 日 時 令和6年8月22日（木）  
午後1時58分から同3時15分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公 益を代表する委員	2 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	2 名

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府機械・金属製品製造関連業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 部会長に北川委員、部会長代理に森委員が選出された。
- (2) 今年度の大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
- (3) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無等の審議の進め方について説明が行われた。
- (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
- (5) 大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。

- ・ 労働者代表委員からは、大阪府において、一般機械器具、金属製品製造業は、産業構造において極めて重要な位置を占めており、産業の発展は大阪府の発展・繁栄に直結している。この産業における公正競争条件を確保し、向上させることによって、産業全体のレベルを引き上げることは極めて重要であること、それにふさわしい賃金水準の確保が不可欠である等の理由から改正決定の必要性ありとする主張があった。
- ・ 使用者代表委員からは、大阪府最低賃金の大幅な引き上げが行われたため、特定最低賃金は屋上屋を重ねるものと懸念され、また、無理な賃上げは利益を圧迫することにもなり、企業間格差の拡大、雇用削減につながることを懸念される。賃金は収益と人件費の兼ね合いにより各社の自律的な判断に任せることが適切であると判断する等の理由から改正決定の必要性なしとする主張があった。

(6) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。